

## 平成25年度 教育委員会 第21回定例会 議案

1 日 時 平成26年2月6日(木) 9時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第43号議案 静岡県いじめの防止等のための基本的な方針 ..... 1

第44号議案 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 ..... 5

<非> 第45号議案 平成26年2月県議会定例会に提出する議案 ..... 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 43 号議案

静岡県いじめの防止等のための基本的な方針

静岡県いじめの防止等のための基本的な方針を、別紙のとおり策定する。

平成 26 年 2 月 6 日提出

静岡県教育委員会教育長

## いじめ防止対策推進法への対応

### 1 いじめ防止対策推進法の概要（平成 25 年 6 月 28 日公布、9 月 28 日施行）

#### (1) いじめの防止等に関する措置

いじめ防止基本方針の策定

いじめ問題対策連絡協議会の設置

教育委員会の附属機関の設置

学校における組織の設置、必要な措置の実施

（未然防止、早期発見・早期対応、関係機関等との連携）

#### (2) いじめによる重大事態への対応

教育委員会等における組織を設けての調査の実施（法第 28 条第 1 項）

の調査結果について知事による調査の実施（法第 30 条第 2 項）

### 2 本県の対応

#### (1) いじめの防止等に関する措置

「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」の策定（法第 12 条）

平成 25 年度中に策定（県・県教育委員会）

「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」の設置（法第 14 条第 1 項、第 2 項）

いじめ防止等にあたり関係機関の連携を図る機関

平成 26 年 2 月議会に議案提出（学校教育課所管）

「静岡県いじめ問題対策本部」の設置（法第 14 条第 3 項）

教育委員会の諮問機関（いじめの防止等のための調査研究等）

県立学校の重大事態への対処を図る機関

平成 26 年 2 月議会に議案提出（学校教育課所管）

#### (2) いじめによる重大事態への対応

県立学校・私立学校において、いじめによる重大事態が発生した旨及び調査結果を、知事に報告（学校教育課・私学振興課）（法第 30 条第 1 項）

知事は、教育委員会等が行ったいじめによる重大事態に係る調査結果について、必要があると認めるときは、附属機関として設置する「静岡県いじめ調査委員会」に諮問し調査（法第 30 条第 2 項）

平成 26 年 2 月議会に議案提出（こども家庭課所管）

## いじめ防止対策推進法（関係条文）

第 28 条第 1 項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第 30 条第 1 項 地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

第 2 項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

第 12 条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

第 14 条第 1 項 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

第 2 項 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

第 3 項 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

## 静岡県いじめの防止等のための基本的な方針（案）

9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、静岡県において、社会総がかりでいじめの問題に対峙し、子どもたちを守るため、いじめの防止等の基本的な考え方や対策について、教職員のみならず、保護者や地域、関係機関の方々等にも御理解いただき、いじめの問題の克服に資する「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定する。

### 第1 いじめの防止等の基本的な考え方

#### 1 いじめの定義

#### 2 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる

#### 3 基本的な考え方

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、関係機関等との連携等

### 第2 いじめの防止等のための対策

#### 1 県・県教育委員会

##### ア いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に係る関係機関等の連携を図る機関

##### イ 教育委員会の附属機関の設置

いじめの防止等に係る諮問機関

重大事態の対処に係る機関

##### ウ いじめの防止等に係る学校への支援

未然防止、早期発見・早期対応、関係機関等との連携等

#### 2 県立学校、私立学校

##### ア 学校いじめ防止基本方針の策定

##### イ いじめ防止の中核となる組織の設置

##### ウ いじめの防止等に係る措置

未然防止、早期発見・早期対応、関係機関等との連携等

#### 3 知事

##### ア 重大事態の発生、調査結果について教育委員会から報告を受けること

##### イ 知事は再調査を行うことができること

第 44 号議案

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 2 月 6 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

静岡県教育委員会委員長 加藤 文夫

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

静岡県立特別支援学校学則（平成19年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第3（略）		別表第3（略）	
名称	位置	名称	位置
静岡県立静岡北特別支援学校 安倍分教室	静岡市葵区慈悲尾 180 社会福祉法人明光会 安倍学園内	静岡県立藤枝特別支援学校 駿遠分教室	島田市福用112 駿遠学園管理組合駿 遠学園内
静岡県立藤枝特別支援学校 駿遠分教室	島田市福用112 駿遠学園管理組合駿 遠学園内		
（略）		（略）	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

< 第 44 号議案 概要 >

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

1 改正理由

県立静岡北特別支援学校安倍分教室の廃止に伴い、所要の改正を行うこととした。(別表第3関係)

2 改正の概要

県立静岡北特別支援学校安倍分教室の廃止

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日



( 件名 )

## 静岡県立静岡北特別支援学校安倍分教室の廃止

---

( 特別支援教育室 )

### 1 概要

静岡北特別支援学校安倍分教室は社会福祉法人明光会の安倍学園内に設置していた。

安倍学園に入所して安倍分教室に通学していた児童生徒については、静岡北特別支援学校に通学することとなった。そこで、平成 26 年 3 月 31 日をもって、安倍分教室を廃止する。

### 2 分教室廃止年月日

平成 26 年 3 月 31 日

### 3 これまでの経緯

昭和 36 年 4 月 昭和35年安倍学園の開設後、静岡市服織小学校及び静岡市立服織中学校の特殊学級を開設

昭和 56 年 3 月 特殊学級閉級

56 年 4 月 安倍学園の施設を借用し、静岡県立静岡北養護学校安倍分教室を開設

平成 元年 8 月 校舎内を全面改装

平成 7 年 4 月 本校高等部 2 名通学 施設より通学許可

平成 17 年 4 月 静岡市政令指定都市移行に伴う住所変更 静岡市葵区慈悲尾 180 番地

平成 20 年 4 月 校名変更 静岡県立静岡北特別支援学校安倍分教室

平成 25 年 9 月 社会福祉法人明光会より施設の返還要望

### 4 現在の分教室の児童生徒数

小学部 6 人 中学部 11 人 計 17 人 ( 平成 25 年 5 月 1 日現在 )

## 第21回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	静岡県教育振興基本計画第2期計画(案)に対する パブリックコメント等の報告	1
2	知事褒賞授与対象者の選考	2
3	家庭教育ワークシート「つながるシート」の完成	3
4	三ヶ日青年の家次期指定管理者における衛生管理	5
5	全国海女文化保存・振興会議の設立	8

## 静岡県教育振興基本計画第 2 期計画（案）に対する パブリックコメント等の報告

（教育政策課）

## 1 趣旨

静岡県教育振興基本計画第 2 期計画について、市町教育委員会事務局や学校、関係団体等から意見募集をするとともにパブリックコメントを実施したので、その概要と計画（案）への反映について報告する。

パブリックコメントを実施した計画（案） 別冊

## 2 寄せられた意見等の概要

## (1) 期間、件数等

実施事項	募集等の期間	意見者数	件数	対応状況
A 静岡県教育振興基本計画第 2 期計画（案）へのパブリックコメント <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙 1</span>	H25.12.27 から H26. 1.24 まで	2 人 1 団体	90	検討中
B 静岡県総合計画後期アクションプラン（案）へのパブリックコメント <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙 2</span>	H25.12.17 から H26. 1.16 まで	8 人 (全 30 人)	22	計画(案)の 変更なし
C 市町教育委員会からの意見聴取 (市町教育委員会事務局訪問) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙 3</span>	H25. 8. 5 から H25.10.23 まで	22 市町 <sup>*1</sup>	42	計画(案)へ 反映済み
D 学校、関係団体等からの意見募集 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙 4</span>	H25.11. 5 から H25.11.22 まで	29 団体 <sup>*2</sup>	110	計画(案)へ 反映済み

\* 1 : 意見聴取の対象は政令市を除く 33 市町

\* 2 : 意見募集の対象は幼稚園、小・中学校（政令市を除く）、高等学校、特別支援学校、PTA 団体、職員団体

## (2) 主な意見の件数

主な意見	A	B	C	D	計
特別支援教育の充実	6	-	6	16	28
教職員の多忙化解消	7	1	2	14	24
家庭・地域との連携、家庭の教育力向上	2	-	7	13	22
いじめ、不登校、児童生徒の心の問題への対応	5	2	2	9	18
少人数指導（静岡式 35 人学級編制）の充実	8	2	3	5	18
「確かな学力」の育成	7	2	-	5	14
I C T 環境の整備、情報モラル教育の充実	-	2	4	8	14
養護教諭、栄養教諭の配置の充実	9	1	-	2	12
防災教育の充実	-	1	6	1	8
その他	46	11	12	37	106

## 3 今後の予定

- 2 月 17 日（月） 教育委員会定例会（3 次案等の報告）
- 2 月 18 日（火） 教育振興基本計画策定プロジェクト推進本部第 3 回幹事会
- 3 月 5 日（水） 教育委員会定例会（議案（最終案））
- 3 月 10 日（月） 2 月県議会文教警察委員会へ最終案を提出
- 3 月 14 日（金） 第 3 回静岡県教育振興基本計画策定プロジェクト推進本部会
- 3 月 17 日（月） 教育委員会定例会（第 2 期計画の策定報告）

(件 名)

### 知事褒賞授与対象者の選考

(学校教育課 高校教育室)

#### 1 要旨

職業教育関係学校の生徒・学生等に対する知事表彰制度において、知事褒賞授与対象者となる高校生を選考した(平成25年度第2期)。

#### 2 授与対象者及び選考経緯等

##### (1) 知事褒賞授与対象者

	学校名 (学科等)	学年	氏名	性別	学業に関連した顕著な業績
1	県立富岳館高等学校 (総合学科)	3年	中井 瑠美	女	「日本学校農業クラブ連盟関東大会プロジェクト発表区分(環境)」優秀賞」等
2	県立藤枝北高等学校 (総合学科)	3年	富永 亮摩	男	「日本学校農業クラブ連盟全国大会プロジェクト発表区分(食料・生産)」最優秀賞」等

対象者には、卒業式等において、校長から褒状を授与する。

##### (2) 選考経緯

授与対象者は、文化・観光部及び教育委員会において、学校から推薦された者のうちから、提出された書類により選考した。

##### ア 募集期間

平成25年10月1日から12月20日まで

##### イ 推薦数及び選考結果

対象校		第2期		第1期 <sup>2</sup>	
		推薦数	授与対象者数	推薦数	授与対象者数
県内公・私立 高等学校 51校	農業科 6校	1	0	1	0
	工業科 13校	0	0	7	1
	商業科 23校	0	0	6	2
	水産科 1校	0	0	1	1
	家庭科 4校	0	0	5	0
	福祉科 6校	0	0	1	0
	総合学科設置校 9校	2 (農業系)	2	2 (農業系)	0
合 計		3	2	23	4

1 複数の学科を併置する学校があるため、各学科の設置校数の計は県内公・私立高等学校の数(51校)に一致しない。

2 募集期間は平成25年8月26日から9月30日まで、選考結果については10月16日に報告済み。

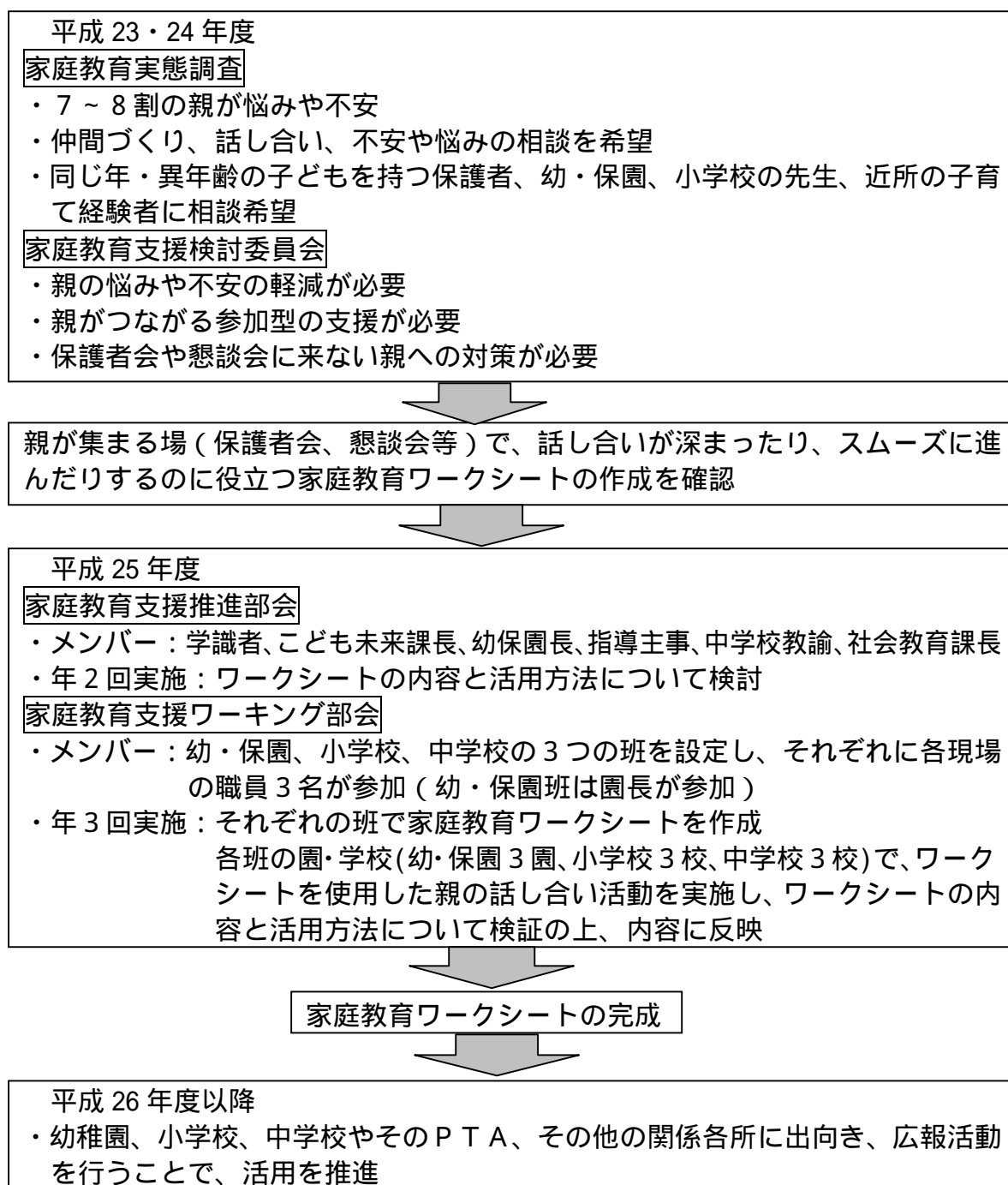
## 家庭教育ワークシート「つながるシート」の完成

(社会教育課)

## 1 目的

親同士が交流する参加型の活動で、子育てや家庭教育についての懇談会や意見交換会をする際に、話し合いがスムーズに進むのに役立つ資料「家庭教育ワークシート（つながるシート）」を作成し、親の悩みや不安の軽減や仲間づくりを支援する。

## 2 経緯



幼児期から思春期までの 9 年間で、親がつながる機会が増えたり、子育てや家庭教育についての学びが充実したりすることで、親の孤立化を防ぐ、悩みや不安が軽減する等の効果が期待される。

### 3 シートの内容

家庭教育実態調査の結果から保護者の関心が高いもの、また、県が家庭教育支援として力を入れていきたいものをテーマとして選択した。(平成24年度の検討委員会において選択)

幼児期 (3～6歳児の親対象)	生活習慣、コミュニケーション、自主自立、親の心構え、善悪の判断、子どものトラブル、お父さんの子育て、読書(8種類)
学童期 (小学生の親対象)	生活習慣(2シート)、家庭学習、交友関係、善悪の判断、ほめ方・叱り方、親の心構え、お父さんの子育て、ネット社会(9種類)
思春期 (中学生の親対象)	コミュニケーション、親子の自立、学校不適應、規範意識、いじめ、お父さんの子育て、ネット社会(7種類)

### 4 使い方

別紙「つながるシート活用の流れ」「展開例(各シートごと)」をワークシート送付時に添付する。

### 5 今後の取組

- ・ワークシートは各市町教育委員会、健康福祉部局、私学振興課を通じて保育園、幼稚園等には印刷物を配布、小・中学校にはデータを配信する。また、広報用リーフレットについても印刷物を配布する。(平成26年2月配布予定)
- ・県内の希望する関係各所へ出向き、説明会を実施する。
- ・幼稚園、小学校、中学校等のPTAの会合へ出向き、広報活動を行うことで活用を推進する。
- ・市町、公民館、NPO等へ出向き、広報活動を行うことで活用を推進する。
- ・企業、事業所等へ情報提供することで、家庭教育支援への理解を得る。
- ・健康福祉部と連携し、保育所、子育て支援拠点に働きかけることで、活用を推進する。

## (件名) 三ヶ日青年の家次期指定管理者における衛生管理

(社会教育課)

## 1 経過

- (1) 1月20日 (株)ヤタローから、同社子会社(株)宝福製造の給食用パンにより浜松市内小中学校において集団食中毒が発生した件について経緯等の報告を受けた。
- (2) 1月23日 教育委員会定例会において、上記(1)について報告、再発防止策等の資料提出について指示を受けた。
- (3) 1月31日 (株)ヤタローから三ヶ日青年の家における衛生管理について報告があった。

## 2 三ヶ日フィールドパートナーズの衛生管理に関する対応

- (1) 浜松市保健所の指導を踏まえて、三ヶ日青年の家衛生管理マニュアルを作成し運用する。(マニュアルの改善点は別添のとおり)
- (2) 衛生管理マニュアルの実施を徹底し、調理従事者の衛生指導を強化する。(定期的な衛生講習会(最低年2回)及び新規雇用時の衛生講習の実施)

## 3 三ヶ日青年の家食堂の運営主体

(株)ヤタローが作成した衛生管理マニュアルの内容、調理従事者の安全教育の体制について、グループ構成企業の審査を受け、(株)ヤタローが運営する。

なお、今後は、三ヶ日フィールドパートナーズ内で作成中の衛生管理基準により、グループ構成企業が衛生管理状況を監視する体制を整えていく。

## 4 (株)ヤタローが指定管理又は業務委託を行っている他施設の状況

- (1) 静岡県立森林公園園森の家指定管理(所管：県くらし・環境部環境ふれあい課)  
1月20日(月)(株)ヤタローから報告あり。  
今後、職員の健康管理等、衛生管理に万全を期すよう依頼。通常営業中
- (2) 浜松市奥浜名湖国民宿舎指定管理(所管：浜松市北区まちづくり推進課)  
1月20日(月)(株)ヤタローから報告あり。  
今後、衛生管理の徹底を依頼。通常営業中
- (3) 浜松市立小中学校給食業務委託(所管：浜松市教育委員会保健給食課)  
(株)ヤタローを含む給食業務委託先の5社に対し、手洗いの正しい手順・方法徹底、調理器具等の正しい洗浄、作業服の適切な管理、作業員の健康状態の管理・記録、調理室内温度の正確な管理・記録等について指導した。業務委託先に変更なし。

## 5 今後の対応

- (1) 食品衛生関係法令の遵守、マニュアルの確実な実施を指示するとともに、食堂業務に関する注意事項として、食堂業務日誌の整備、定期的な食材検査、調理従事者の配置等に関する事項を提示し、衛生管理を徹底させる。
- (2) 現在実施中の引継ぎの中でも衛生管理について十分に確認し、4月からの運営に対し万全を期す。



平成26年1月31日

静岡県教育委員会  
教育長 安倍 徹 様

三ヶ日青年の家食堂運営における衛生管理について

三ヶ日フィールドパートナーズ  
代表企業 株式会社ヤタロー

今回は、三ヶ日フィールドパートナーズ代表企業(株)ヤタローの子会社である(株)宝福の事故に関して、多大なるご迷惑をお掛けした事を改めてお詫び申し上げます。今後は、二度と同じ事を繰り返さないよう子会社の監視体制を強化し、衛生管理を徹底致します。

また、三ヶ日青年の家においても以下の通り、食の安心安全を確保することを大前提に調理業務にあたることをお約束致します。

記

1 三ヶ日青年の家の食堂運営体制

(1) 衛生管理のマニュアルの改善

今回の事故において(株)宝福が浜松市保健所に提出した改善策を参考に、以下の点を弊社既存のマニュアルに追加して三ヶ日青年の家食堂における衛生管理を徹底致します。

- ① トイレ使用後等の手洗い方法の強化と徹底
  - ・効果的な手洗い方法(2度洗い)の実施に加えてセンサー式タイマーを導入し、手洗い時間(30秒以上)を徹底する。
  - ・手洗い後に噴霧するアルコール消毒剤のより効果の期待できるアルコール系殺菌剤に変更する。
- ② 加熱後工程における手袋着用管理の徹底
  - ・装着、消毒、廃棄のタイミングを明確にし、ウイルスの食品への付着を防止する。
- ③ 作業服の衛生管理状況の徹底
  - ・毎日清潔な作業服を使用することで施設外からの細菌類の持込を防止する。
- ④ 厨房内作業靴の衛生管理の徹底
  - ・厨房入室時に作業靴に履き替え、次亜塩素水で作業靴を殺菌する。
- ⑤ 作業者の健康管理の徹底
  - ・現状実施している健康状態のチェックに加え、出勤前に体調不良の疑いがある者は施設責任者に電話連絡をして、出勤許可の判断を受けることとする。
- ⑥ 社内教育の徹底
  - ・特別衛生講習会の実施、入社前の衛生講習会を実施し、全従業員への①～⑤を中心とした対応策の周知徹底と、今件への反省及び再発防止へ取り組む意識の向上を促す。



(2) 衛生管理マニュアルの運用

- ① 衛生管理マニュアルに基づき、調理従事者に対しては、衛生講習を徹底して行います。  
三ケ日青年の家に配置する食品衛生管理者が直接指導します。
- ② 弊社が食堂等を運営する施設全ての調理従事者に対し、衛生講習会を毎年9月と3月に実施します。

(3) 三ケ日青年の家の食堂の運営

三ケ日フィールドパートナーズの定める現在作成中の衛生基準に則り、グループ内の厳正なる審査の上で食堂運営主体を決定させていただきます。利用者の安全・安心を第一に考え、三ケ日フィールドパートナーズ内において、衛生管理状況を監視する体制を整えます。

(4) 学校給食委託での衛生管理体制、ノウハウの活用

弊社は、学校給食の調理加工業務委託を受け、現在も高度なマニュアルのもと運営しておりますが、三ケ日青年の家の食堂運営に当たっては、今般の事故を教訓とし、学校給食により培ったノウハウを活用し、適切な衛生管理を追及していきます。

## 全国海女文化保存・振興会議の設立

(文化財保護課)

### 1 要旨

海女の後継者の確保や伝統技術の継承、水産振興を目的として「全国海女文化保存・振興会議」(以下、海女会議)が平成26年1月24日に設立された。

本県は情報収集を目的としてこれに参画している。

### 2 これまでの経緯

- 平成25年4月24日 石川県・三重県の担当者(教育委員会と農林水産部)が協議  
平成25年7月19日 海女会議設立準備会を設置、第1回の会議を開催  
平成25年12月20日 海女会議設立準備会の開催  
平成26年1月24日 「全国海女文化保存・振興会議」設立総会の開催  
(本県における経緯)
- 平成25年8月8日 三重県教育委員会から海女会議設立についての一報  
平成25年9月3日 三重県の担当者が来静し趣旨説明  
平成25年9月6日 三重・石川両県知事から参画を求める趣意書が届く  
平成25年10月4日 参画することを決裁し、文書を送付する

### 3 海女会議の概要

#### (1)組織

会長 三重県知事 副会長 石川県知事  
委員 参加県知事 事務局 三重県教育委員会社会教育・文化財保護課

海女会議の事務を補佐するため、担当連絡会議(各県担当課長)を置く。  
文化財保護課と水産振興課の双方が担当課。どちらか一方の参画は認めない。

#### (2)活動内容

- ・民俗文化財として認知や保護にかかる調査研究
  - ・水産業としての振興策の共有と研究
  - ・ユネスコ無形文化遺産登録や文化財指定に関する情報収集と共有
  - ・文化財保護と水産振興が共鳴しあう情報発信
- 当初の活動内容は情報交換が主となることを想定している。

#### (3)参加県

岩手、宮城、石川、福井、静岡、三重、鳥取、徳島(8県)  
(海女が存在する県は、全国に17県存在している。)

### 4 本県の海女漁の状況

高齢者を中心に185人の海女(女性による素潜り漁の従事者)が存在する。(全国約2,000人・静岡の海女の人数は全国3位)

なお、本県の過去の漁撈習俗調査(S58~61)において、海女漁の文化財としての価値は発見されておらず、文化財指定はされていない。